

令和 8 年度 町単独
相生・上那賀地区通信設備等更新
設計委託業務

【業 務 仕 様 書】

令和 8 年 7 月

徳島県那賀町

1. 通則

本業務の受託者は、委託業務契約書及び本業務仕様書に基づき、那賀町（以下「委託者」という）と十分な協議を行いながら、自己の責任のもとに業務を遂行するものとする。なお、状況変化による追加仕様に関しては、柔軟に対応するものとする。また、委託者は受託者の迅速な業務遂行のために適時協力するものとする。

2. 委託の目的

那賀町に整備済みの通信設備（GE-PON、集約 SW、監視 SW 等）が更新時期を迎えているため、当該設備の更新を行うための調査と設計を行うことを目的とする。

3. 事業概要

本事業では、既設通信設備について、センター機器を更新し、更新する通信機器とエリア内加入者世帯の既設引込端末（以下、「ONU」という。）及び、既設告知端末の再連携を行うための調査と設計業務。

4. 委託業務名

令和 8 年度 町単独相生・上那賀地区通信設備等更新設計委託業務

5. 委託業務スケジュール

委託業務のスケジュールは、次のとおりとする。

契約締結の日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 26 日まで

6. 委託業務内容

（1）前提条件

本業務は、運用中の施設及び設備との接続を前提とした設計となるため、設計で使用する機器仕様については、既存施設との整合性を図ること。

また、本事業は上位通信会社指定の機器を使用し、10GE-PON 設備は既設 ONU 及び既設告知端末との連携を確実に行う必要があるため、各担当業者と打合せ協議のうえ設計を行うこと。

詳細については、委託者との協議のうえ決定すること。

（2）調査業務

調査業務の内容は、次のとおりとする。

① システム、その他実施設計に必要な調査業務

既存施設の機器設置スペース、既存機器（ONU（光電変換装置）、告知端末）との接続や整合性等、十分な事前調査を行うこと。

(3) 実施設計業務

実施設計業務の内容は、次のとおりとする。

① 通信システム設計

既設のセンター通信設備を更改し、センターへ設置する設備の設計を行う。

また、既設 ONU 及び、既設告知端末との連携を行うものとする。

② 工事入札に必要な各種設計書、設計図書などの作成、提出

委託者が行う入札に必要な資料作成等があれば、適宜作成すること。

(4) その他

業務遂行にあたり必要な事項で定めのないものに関しては、委託者と随時打合せ協議を行い解決するものとする。

7. 会議等打合せ

委託者は委託業務の実施に関し、契約後すみやかに初回会議を開催する。

また、納品物提出時の会議を開催することとする。

その他、必要となる会議は随時開催することとし、打合せ事項その他については、適宜記録を残すものとする。

8. 業務計画書

受託者は、受託後すみやかに業務計画書を提出し、委託者の承認を得なければならない。なお、業務計画書には、施工体制・業務従事者名簿・工程表が含まれる。

本業務の実施にあたっては、管理技術者を配置するものとし、委託業務が完了するまで責任をもって、本事業の円滑な推進を実施しなければならない。

管理技術者を含めた技術員が、本業務完了が確認できるまで迅速に対応できるよう、連絡体制を整えておくこと。

9. 成果物

- ・相生地区 設計書 1 部、図面 (A3) 1 部
- ・上那賀地区 設計書 1 部、図面 (A3) 1 部
- ・上記のほか、委託者が必要とする書類を必要部数提出すること。
- ・成果物については書面のほか、別途指定する電子ファイルでも提出すること。

10. 関連法令・基準等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様の定めるもののほか、次の法令及び基準の定めるところに従わなくてはならない。

- ・電気通信事業法及び同法施行令
- ・有線電気通信法及び同法施行令

- ・放送法及び同法施行令
- ・建築基準法及び同法施行令
- ・電気設備技術基準等の経産省令等
- ・日本産業規格（J I S）
- ・日本電線工業会規格（J C S）
- ・電気規格調査会標準規格（J E C）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）国交省大臣官房営繕部監修
- ・電気設備工事監理指針国交省大臣官房営繕部監修
- ・電気通信設備工事共通仕様書国交省大臣官房調査課電気通信室編集
- ・日本電機工業会標準規格（J E M）
- ・その他関連法令（電波法、電気通信役務利用放送法等）
- ・那賀町の条例・規則
- ・地方自治法

その他関係法令を遵守すること。

11. その他

業務遂行時必要な資料については、委託者が貸与する。貸与された資料については、破損または紛失しないように丁寧に扱うこととし、必ず返却するものとする。

12. 特記事項

本業務は、本仕様書に従い、委託者と十分に協議しながら実施すること。また、業務に必要な資料等については両者協議のうえ、委託者が必要と判断したものは提供する。

万一、不明事項や疑義が生じたときは、受託者の一方的な判断によらず、委託者との協議のうえ決定すること。